

投資 | 親会社への配当の実施

2021年6月

■ 概要

ベトナム子会社から海外親会社への配当を実施する場合の手順、留意点は次の通りです。

- 1 監査済み財務諸表作成、法人所得税確定申告**
- 2 配当額の計算**

分配可能額：税引後当期利益 + 前期までの利益（未分配分） - 再投資金額等

 - ✓ 税金等の未納がないこと
 - ✓ 欠損金がないこと
 - ✓ 決算時の評価替えによる為替差益は配当不可
 - ✓ 現金残高等を考慮し、配当額を決定
- 3 税務局への通知**
 - ✓ 送金の7営業日前までに、所定の様式にて税務局へ通知
- 4 取引銀行にて送金実行**
 - ✓ 直接投資用資本金口座（DICA）経由で送金
- 5 源泉税の申告・納税（必要な場合）**
 - ✓ 出資者が法人の場合、原則、配当に対するベトナム側での課税はなし

参考：通達 CIRCULAR 186/2010/TT-BTC, CIRCULAR 179/2012/TT-BTC, 企業法 LAW 59/2020/QH14 など

■ お問い合わせ

- ✓ ベトナム進出支援
- ✓ 月次記帳
- ✓ 税務申告
- ✓ ライセンス
- ✓ ビザ
- ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。